

厚生労働省発生食0401第14号
平成28年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

水道水源開発等施設整備費の国庫補助について

標記の補助金の交付については、昭和63年5月20日厚生省生衛第877号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成28年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

(別紙)

厚生省生衛第877号

昭和63年 5月20日

最終改正 厚生労働省発食0401第14号

平成28年4月1日

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

(通則)

第1 水道水源開発等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2

- (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- (2) 「水道水源開発施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。
- (3) 「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。
 - ア 高度浄水施設とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処

理)等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設をいう。

イ 水道原水水質改善施設とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

ウ 代替水源施設とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。

(4) 「資本単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費 (注)}}{\text{総有収水量}}$$

総有収水量

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあつて、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

水道用水供給事業の計画給水量

(5) 「PFI事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の

規定により選定された選定事業者が、水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。次号において同じ。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後ただちに地方公共団体（一部事務組合を含む。以下同じ。）に所有権を移転するもの。

- ② PFI法第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後自ら維持・管理及び運営し、事業終了後に地方公共団体に所有権を移転するもの。
- ③ PFI法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営するもの。

（交付の対象）

第3 この補助金は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に交付の対象とする。

- （1） 地方公共団体が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を整備するものであること。
- （2） 前号に規定する施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（PFI事業として行う整備事業及び地方公共団体がPFI事業で整備された施設を買収する事業を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用であること。
- （3） 補助対象者は、地方公共団体又はPFI事業の選定事業者（ただし、第2（5）①及び②に限る。）とする。
- （4） 補助対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業（国庫補助対象となる事業に限る。）にあっては、当該複数年度全体の

事業に要する費用の合計。)が100,000千円(市町村(市町村のみを構成団体とする一部事務組合を含む。以下同じ。)実施事業にあつては10,000千円)以上のものとする。

(補助対象事業費)

第4

- 1 この補助金の交付の対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額(実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。)の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。PFI事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 2 生物処理、オゾン処理及び活性炭処理(粉末活性炭処理を除く。)を用いる高度浄水施設の補助対象事業費は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用(実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。)とする。PFI事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 3 地方公共団体がPFI事業で整備された施設を買収する事業の補助対象事業費は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用(施設の維持・管理費用及び金利分を除く。)とする。

(交付額の算定方法)

- 第5 この補助金の交付額は、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額(給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。)を控除した額を比較していずれか少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、別表第1に掲げる区分ごとに、補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、生物処理、オゾン処理及び活性炭処

理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設に係る補助金の交付額は、別添1により算出した基準事業費と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第1に掲げる率を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第6 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

1 事業計画の変更

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

(イ) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

(ウ) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあっては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

(イ) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、

営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

- (2) (1)により承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

2 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式5により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。なお、(1)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、(1)の場合、若しくは1の事業計画の変更があった場合に限る。

- (1) 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- (2) 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合
- (3) 補助対象事業が災害を受けた場合
- (4) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

3 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式5による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

4 状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

5 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

6 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7 事業の経理

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式7による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規程により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

8 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。
(申請手続)

第7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1) 別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とり

まとめのうえ、別紙様式2に關係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 1以外の事業

別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

3 補助事業者は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（補助金の概算払い）

第9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定の通知）

第10 都道府県知事は、第7の1に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、補助事業者に対し別紙様式3又は別紙様式4により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

第11 都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に国に提出するものとし、国は、交付申請書が到達した日から起算して原

則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1) 交付額の確定を都道府県が行う場合

ア 当該年度の事業が完了したときは別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第6の3により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 交付額の確定を厚生労働大臣が行う場合

ア 当該年度の事業が完了したときは別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第6の3により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、(2)のアの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式10に关系書類を添えて、毎年度4月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、別紙様式9による年度終了実績報告書については、4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 1以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に关系書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌

年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式9による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

- 3 補助事業者は、第7の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第13 都道府県知事は、第12の1の(1)に係る国庫補助金について事業実績報告書の内容を審査の上、交付額の確定を行い、補助事業者に対し別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。また、第12の1の(2)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、補助事業者に対し別紙様式12により速やかに確定の通知をするものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14 補助事業者は、第7の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第12の3の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式6により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、1の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第15 特別の事情により第3、第4、第5、第7、第8、第10、第12及び第13に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。